

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------------------|--------------------------------------|------|---|---|------------|---------|-------|--------|
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 条例や防災ビジョン等の組織の防災施策を統合する規律の策定と維持について | 意見 | <p>【現状・問題点】 防災に係る条例やビジョン等は策定されていない。</p> <p>【意見】 市・議員・市民の防災に関する責任と分担をより強く認識するために、防災基本条例や防災ビジョン等を策定することが望ましい。</p> | <p>災害対策基本法はもとより、国の防災基本計画や県の条例、地域防災計画などにおいて、具体的に市民や事業者、公共の役割、義務などが規程されているので、現時点では、条例や新たなビジョン等の策定は考えておりません。引き続き、分かりやすく実践力を高める情報発信に努めます。</p> | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 48 |
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 危機管理部と主管部局との防災事業に関する調整・連携の強化の必要性について | 意見 | <p>【現状・問題点】 地域防災計画は地震や洪水などの「リスク」に対する対応を取りまとめるものであり、国土強靱化地域計画は、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興できるよう備えることである。そのため、地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがる取組になる。</p> <p>【意見】 柏市国土強靱化地域計画は、庁内の防災に関する主要部局及び有識者等で構成する柏市防災会議に諮り策定しているが、計画を改定等する場合にも、防災会議に諮るとともに全庁的に意見を聴取していく必要があると考える。</p> <p>又、強靱化計画は総合計画と整合を図っているため、事業の評価は、総合計画や基本計画等の事業評価時に、強靱化の視点を加えて行っていくべきと考える。</p> | <p>柏市国土強靱化地域計画については、全庁に意見を聴取し、柏市防災会議における審議を経て策定しました。そのため、計画を改定等する場合にも全庁への意見聴取を行い、防災会議に諮っていきます。</p> <p>また、総合計画や基本計画の事業評価時には、強靱化の視点を加えて実施していきます。</p> | 措置を講じた | 危機管理政策課 | 危機管理部 | 48 |
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 業務継続計画上の課題に対する、柏市地域防災計画での対応について | 意見 | <p>【現状・問題点】 事業継続計画は基大な災害発生を想定した上で、市として発災後の72時間等につき、緊急対策の実施と重要業務の事業継続を事前に計画したものである。現状において認識されている課題を適切な時間軸で解消できるような方策が柏市地域防災計画にすべて織り込まれてはいない。</p> <p>【意見】 職員の参集、人員確保、災害対策本部の整備等の、災害時における迅速・適切な対応を要する課題等につき、優先順位を明確にしながら、具体的な対応策を策定するとともに、毎年度の予算を確保して適切な時期までに解消を図る事が臨まれる。</p> | <p>本市における業務継続計画は、内閣府のガイドラインに沿って定めているところですが、停電や通信、データのバックアップ、職員の心身ケアなどの課題の解消について、優先順位や財源に留意しつつ進めます。</p> | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 49 |
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 防災に係る事務事業の進捗管理について | 意見 | <p>【現状・問題点】 現在柏市では防災に関する個々の事務事業に関する指標等の目標値による事業評価を十分に実施されていない状況である。</p> <p>【意見】 柏市地域防災計画に従って、防災施策に関する個別事務事業について今後適切な指標を設定するとともに、毎年度において事務事業の達成度合いを評価して、翌年度以降の施策に活かすことにより適切な柏市のPDCAサイクルを回すことが望まれる。</p> | <p>令和2年度をもって事務事業シートによる事業の管理が終了したことに伴い、各部局において毎年の事務事業の評価を実施し、翌年度以降の施策に活かしております。</p> | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 51 |
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 防災計画の中で、特定の対象事業を保管や代替する施策の不備について | 意見 | <p>【現状・問題点】 柏市の備蓄品（食料）の整備、災害時における柏市職員の不足への整備、職員等への提供する食料・飲料水等の整備に関して、既存の計画だけでは実際の災害時に不十分であると認められる。</p> <p>【意見】 以下の様な対策の実施が望まれる。</p> <p>①備蓄品（食料）に関して、倉庫等の在庫品だけではなく、事業者の流通在庫や政府・農協等の米の供給による米飯の提供等の体制を複合的に整備する。</p> <p>②災害時に参集する柏市職員の不足が想定されるので、今まで以上に柏市職員OB等の活用体制を整備する。</p> <p>③特に災害発災後の72時間について、柏市の職員用の食品・飲料水等の保管整備をする。</p> | <p>物資や食料品の供給に関しては、市の備蓄を基盤としつつ、引き続き、国や事業者の流通・在庫も活用します。また、災害時の人員確保についても引き続き体制の整備に努めます。なお、職員用の食料・飲料品については、災害対応に従事する職員が参集時に持参するよう啓発していますが、まずは市民を優先して備蓄を進めながら、併せて職員向けの備蓄について検討してまいります。</p> | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 52 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------------------|--------------------------|------|--|--|------------|------------------|-------|--------|
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 自主防災組織の育成による地域防災力の強化について | 意見 | 【現状・問題点】 柏市においても、町会等の自主防災組織は、障子高齢化等で担い手不足や地域コミュニティの希薄化があり、防災対策として充実化を図るべきである。 【意見】 防災安全課が策定している「自主防災組織結成の手引き」を活用し、①コミュニティ組織の活性化、②自主防災組織の設置、運営の促進、③柏市と自主防災組織との連携強化を図るべきである。なお、柏市内で先進的な取組を実施している好事例等も参照すべきである。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、町会等の活動が制限され、自主防災組織の活動低下など難しい状況となりました。しかしながら、感染症法上の5類に位置づけられたことをきっかけに「自主防災組織結成の手引き」の活用や先進的な取り組みを実施している町会等にも協力いただき、地域防災力の向上を進めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 52 |
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 災害対策本部の体制の見直しについて | 意見 | 【現状・問題点】 災害対策本部について、現状のロケーション、備蓄品（食料等を含む）、建物構造等につき、手狭感等があり、統合的な活動が適切に機能できるか懸念がある。 【意見】 本庁舎だけではなく予備の庁舎等も計画されてはいるが、パワー不足は否めない。実際の甚大災害を想定した、より具体的な多数の災害対策活動を整備してより発災時に適切かつ十分に機能できるだけの質・量の確保に努めるべきである。 | 地域防災計画では、本庁舎使用不能時の災害対策本部代替場所の候補地を定めていますが、十分な場所や設備を整備するには、庁舎の建て替えなど大規模な事業、対策が必要なので、現時点では、段階的に処置するように考えております。しかしながら、災害情報システムを導入し、関係職員が速やかに情報を共有できるよう整備するなど、引き続き災害対策の中核をなす災害対策本部機能の向上を進めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 54 |
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 防災公園の整備について | 意見 | 【現状・問題点】 防災公園については、「公園」としては公園緑地課が維持・管理し、「防災機能」としては防災安全課の管轄である。実際の災害時に、どの様に災害対策機能を果たすことになるのか不明である。現状で、災害時には「防災公園」に市の職員を派遣する計画にはなっていない。 【意見】 ①「防災公園」に関する一定の設備等の整備基準を策定して地域防災計画の見直しを実施すべきである。 ②防災安全課と公園緑地課・上下水道局との連携をして関連設備の整備・運用を進めるべきである。 | 災害時に防災公園等に求められる機能や位置づけは、地域防災計画における都市全体の防災の考え方、都市や避難圏域の状況、防災関連施設の状況、および都市公園等の立地や内容によって公園ごとに異なります。引き続き、関係各課と連携して、防災公園の活用要領を周知するなど、関連施設の整備・運用について検討します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 54 |
| 柏市の防災政策・事業の全般に係る監査結果 | 職員の避難訓練等について | 意見 | 【現状・問題点】 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、なかなかまとまった対面での避難活動等は中止されたり実施が困難であった。 【意見】 ①各部署毎に職員の参集場所や連絡方法等にさらに十分な体制を組んでいく必要がある。 ②柏市の各職員に「防災手帳」を所持させて、災害時における参集場所等を記入しておく等の再作も有効と思われる。 | 令和4年度末に全職員の参集訓練や参集途上の災害対策本部員を対象としたweb会議接続訓練を実施する等、災害時の初動体制の構築に努めています。また、現在使用している参集メールなどのツールの活用や新たな防災アプリを活用するなど、電子化を見据えながら検討を進めてまいります。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 55 |
| 柏市防災会議 | ①防災会議の会議内容について | 意見 | 【現状・問題点】 防災会議は、今まで地域防災計画における各種対策について検討し、「総合的な防災行政の推進」についての『施策や事業の評価』ないしは『モニタリング』を、事業報告を受け、次年度事業予定を審議することによって実施している 【意見】 柏市地域防災計画の大幅な見直し時の他、総合計画（基本計画）の更新(3～5年)には重点的に実施すべきである。 | 柏市地域防災計画の見直し時には、今までどおり「総合的な防災行政の推進」に関する「施策や事業の評価」ないしは「モニタリング」を重点的に実施していきます。また、ご意見を踏まえ、総合計画（基本計画）更新時にも、「施策や事業の評価」ないしは「モニタリング」を重点的に実施していきます。 | 措置を講じた | 危機管理政策課 防災安全課 | 危機管理部 | 58 |
| 防災訓練の実施等防災知識の普及 | ①総合防災訓練の中止のリカバリーについて | 意見 | 【現状・問題点】 これまでどおり、テーマ別の総合防災訓練のローテーションを継続しながらも、例えば令和5年度の総合防災訓練では、市民参加型の要素も取り入れる新たな取り組みを実施し、市職員のみならず、市民が参加できるような訓練にするなど、実践力や防災意識等を踏まえた総合防災訓練となるよう努めます。 | これまでどおり、テーマ別の総合防災訓練のローテーションを継続しながらも、例えば令和5年度の総合防災訓練では、市民参加型の要素も取り入れる新たな取り組みを実施し、市職員のみならず、市民が参加できるような訓練にするなど、実践力や防災意識等を踏まえた総合防災訓練となるよう努めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 62 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------------------------|-------------------------------|------|---|---|------------|-------|-------|--------|
| 防災訓練の実施等防災知識の普及 | ②市民防災フェアの開催について | 意見 | 【現状・問題点】 市民防災フェアは盛況であり防災に対する柏市民の意識向上等に役立ったものと認められる。ただ、開催場所がアリオ1か所であり柏市内の東部及び南部にどちらかといえば偏っているように思われる。 【意見】 今後は、同様の防災フェアを実施する場合に、柏市の北部や西部ないし駅周辺などの施設において実施するのも効果があると思われる。 | 市民向けの防災啓発イベントの開催については、市の一部地域に偏ることなく、効果や対象などの要件を考慮しつつ、できるだけ地域バランスに配慮します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 62 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 【防災備蓄倉庫】 | 保管の安全性について | 意見 | 【現状・問題点】 段ボールが天井まで高く積み上げられており、震災時の落下の危険や、上げ下ろしの安全性に問題がある。 【意見】 震災時に落下しないように積み方を改善するか、他の保管場所の確保等により適切に保管されたい。 | 備蓄品や資機材の保管場所は不足傾向にあり、保管状況を点検しつつ、安全な保管となるよう検討します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 79 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 【防災備蓄倉庫】 | 保管場所のロケーション図及び保管品リストの備置 | 意見 | <柏の葉中学校> 【現状・問題点】 柏の葉中学校には、保管場所のロケーション図はあったものの、古いものから更新されていないものであったため、現状とは不一致になっていた。また、棚はA、B、C、ア、イ、ウとわかりやすく区分けされているが、ロケーション図には反映されておらず、現状と不一致のロケーション図が備え置かれていたことから、発災時にはかえって混乱が予想される。 【意見】 混乱の解消のために、現状と合致するロケーション図を備え置き、適切に更新されたい。 <手賀近隣センター> 【現状・問題点】 手賀近隣センターにはロケーション図自体が備置されていなかった。 【意見】現状のロケーション図を備えていただきたい。 | 各備蓄倉庫の配置図について、整合性の確認や作成を進めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 79 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 【防災備蓄倉庫】 | 保管品の入っている箱等の内容表示の改善について | 意見 | 【現状・問題点】 外箱に内容の書いていないもの、通路から見ると箱の中身の記載内容が見えない向きで置かれているものがあった。 【意見】 通路から中身が何かわかるように置き方を工夫されたい。 | 通路から内容物がわかるように改善します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 80 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 【防災備蓄倉庫】 | 箱の破れや汚れが目につくものが認められた（両備蓄倉庫共通） | 意見 | 【現状・問題点】 箱が重さや湿気・経年劣化により箱自体がつぶれているものがあった。 【意見】 箱の中身の品質や使用する際の輸送にも悪影響がある可能性があるため、内容物の確認とともに適切に点検をされたい。 | 点検時の内容物確認及び適切な管理に努めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 81 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 【防災備蓄倉庫】 | 食料品以外に係る使用制限について | 意見 | 【現状・問題点】 食料品以外のものについて、箱に使用期限の定め・記載がない。又、20年前の便袋等が保管されているが、長期間経過して中身が劣化していることも想定され使用できないものもある可能性があるものが認められた。 【意見】 メーカー推奨の使用期限を表記すると短めに設定されてしまい現実的ではないのかもしれないが、あまりに古いものは物理的にも心理的にも使用しづらいと思われるため、品目によっては使用期限を柏市独自に適切に定めるように検討されたい。 | 使用期限の定め・記載のない備蓄品について、メーカー推奨の保存期限を参考とし、使用期限を定めるよう検討します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 81 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | ・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|-------------------------------------|----------------------------|------|--|--|------------|-------|-------|--------|
| 防災施設及び防災資機材の管理 事業 【備蓄品の期限等管理】 | 備蓄品のシステム管理の改善について | 意見 | 【現状・問題点】 備蓄品の賞味期限・消費期限等の期限管理は、担当者が管理しているエクセル表等で適宜目視により管理している状況である。 【意見】 担当者による目視の場合は、人為的なミス等も発生しうるので、コストの面の検討は必要であるが、システム化ができればより業務効率や精度が上がると考えられる。又、備蓄品の管理は、これまで柏市独自のエクセル表を使用していたが、現在は内閣府のシステム活用向けデータを移行中のため2種類が使われていることから、なるべくシンプルでより汎用性の高い方法でのシステム管理を実施されたい。 | 備蓄品管理については、内閣府のシステムを活用した管理とします。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 81 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 事業 【備蓄品の期限等管理】 | 備蓄品の検査等に関する記録書類について | 意見 | 【現状・問題点】 倉庫の管理のため柏市の再任用職員が3回のペースで、防災備蓄倉庫は年1回、小型倉庫は年2回現地に行き点検をしている。しかし、その日々の報告は、主に口頭ベースであり、全ての点検が終了した時点で紙ベースの報告としている。 【意見】 管理の精度及び後日の検証の余地を残すためにも、巡回についてのチェック項目やその結果報告、問題点の指摘や改善状況等をきちんと日々書面で作成させ、防災安全課の責任者が確認をした上で、適切に保存されたい。 | 今年度より再任用職員と一般事務職員とで細部にわたる点検及び確認を実施しています。問題点や改善点を都度、書面にて共有並びに確認し、適切な管理を進めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 82 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 事業 【備蓄品の期限等管理】 | 備蓄品の入替方法に関する業務マニュアルの作成について | 意見 | 【現状・問題点】 備蓄品のうち期限切れのものを町会等に回して、その分の補填分を新規に購入しているが、当該業務に関する業務マニュアルが作成されていない。 【意見】 実際に実務では、担当者間で口頭レベルの引継ぎを実施している等に対応している様であるが、単なる人的管理に近い方法ではなく、均一で一定の作業方法に関する業務マニュアルを作成して、統一的に業務を実施されたい。 | 期限切れの備蓄品の扱いについては、毎年度、引受け者や量、内容が異なることから、各年の状況に応じた対応を行っています。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 82 |
| 防災施設及び防災資機材の管理 事業 【備蓄品の期限等管理】 | 備蓄物の種類について | 意見 | 【現状・問題点】 備蓄すべき食料品としては、おかゆを中心にビスケット、非常用備蓄パンが中心である。おかゆについては噛む力が弱い方に配慮したものであり、又、飽きがこないように好みにあわせて味の種類を増やしている。おかゆの仕様書では「厚生労働省が定める食物アレルギー特定原材料等28品目を含まないものとする」と記載し、アレルギーをもっている避難者に配慮する等の工夫もされている。 また、食料の品目について、以前はサバイバルフーズを採用していたが、美味しさや火、水を使用せずに食べられるおかゆを採択するなど対応されている。 【意見】 最近の他市町村では、おかゆに加えて、軽くて持ち運びやすい、種類が豊富、炊いたご飯の再現性が高い等といったメリットからアルファ米を採用しているところも多いことから、品目の見直しについて改めて検討されたい。 又、避難所は、女性、高齢者や乳児、障がいがある方等、さまざまな人が避難して共同生活を一定期間送る場所になるが、身体が不自由な方、怪我をされた方用の車いすの備えがない。避難所生活が困難な高齢の方や障がいのある方など、特別な配慮を必要とする方が避難所での生活が難しいと判断した場合は、市と協定を結んでいる市内の福祉避難所（高齢者及び障がい者施設等）に案内することになっているが、災害時には容易に移動できないことも想定されるため、平時からの備えが必要と思われる。 | 備蓄食糧品については、災害時に水、ガス、電気を使用せずに食することができることを前提として検討した結果、現在の食糧品を選定しています。 備蓄品や資機材については、一定期間ごとに内容や数量の見直しに努めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 82 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------------------------|--------------------------------|------|--|--|------------|-------|-------|--------|
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【小型倉庫】 | 指定避難所備蓄物資（10品目）に関する保管数量の誤差について | 意見 | 【現状・問題点】 手賀近隣センターの小型倉庫の視察監査で品目と数量を棚卸したところ、飲料水がリストの数量より多く保管されていた。 【意見】 スペースに限りもあり、定めた数量にあわせるべきである。また、手賀近隣センターの小型倉庫には、そもそもリストにないものが入っており、狭い倉庫を圧迫していたため、マニュアルどおりに保管されたい。 | 定めた備蓄数量となるよう改善しました。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 83 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【小型倉庫】 | 避難所運営グッズ（35品目）に関する欠品について | 意見 | 【現状・問題点】 手賀近隣センターの小型倉庫では、避難所運営グッズの中で避難者カード（100枚）が無かった。 【意見】 適正な数量管理が望まれる。 | 全ての小型倉庫を点検するとともに、手賀近隣センターの小型倉庫に避難者カードを配置しました。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 83 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【小型倉庫】 | 避難所で使用する様式集（様式1～9）がない | 意見 | 【現状・問題点】 柏の葉中学校の小型倉庫では、避難所で使用する様式集（様式1～9）が保管されていなかった。 【意見】 規程上で必要なものであれば適切に備えおくべきである。もし小型倉庫に入れるものとして不要なのであれば、避難所設置・運営マニュアルを変更して各小型倉庫で統一して運用すべきである。 | 全ての小型倉庫を点検するとともに、当該中学校の小型倉庫に様式集を配置しました。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 84 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【小型倉庫】 | 倉庫を開けた際に物品の配置がマニュアルどおりにしていない | 意見 | 【現状・問題点】 手賀近隣センターの小型倉庫においては、初動グッズとコロナセットのケース箱が上下逆に入れられていた。また、初動セットのケース蓋を開けたところ、一番上にいれられているべき簡易ライトが一番上になかった。 【意見】 平時から防災訓練等を実施していることもあるので、配置がマニュアルどおりでないことを想定し、市と施設管理者の間で認識の共有を徹底されたい。 | 市と施設管理者で認識を共有し、倉庫点検の際には、所定のとおり配置することとした。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 84 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【小型倉庫】 | 鍵の管理に関する不備について | 意見 | 【現状・問題点】 マニュアルでは、倉庫の鍵ナンバーを変更した時には、その旨を残す表をリスト化して置いておくことになっているが、置かれていなかった。 小型倉庫のダイヤル式のキーケースのダイヤルナンバーであるが、柏市防災安全課では、小型倉庫が設置されている施設長が知っているとしたが把握していない 【意見】 鍵ナンバーのリストは、鍵ナンバーの変更がない場合でも常に作成して備え置く必要がある。また、防犯のためにも誰が鍵のナンバーを知っているのか正確に管理されたい。 | 各倉庫のキーボックスの番号については、管理用のリストを作成し、教えた方の氏名、住所、連絡先を、小型防災備蓄倉庫内のクリアファイルに保管する旨の再周知します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 85 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【小型倉庫】 | 小型倉庫における避難所開設中の案内表示板の設置について | 意見 | 【現状・問題点】 手賀近隣センターの小型倉庫において、マニュアル記載の避難所開設中の案内表示板が格納されていなかった。 【意見】 適切に格納しておくべきである。 | 全ての小型倉庫を点検するとともに、手賀近隣センターの小型倉庫に案内表示板を格納しました。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 85 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【小型倉庫】 | マニュアルの記載 | 意見 | 【現状・問題点】 マニュアルには、避難所運営グッズ（35品目）、初動グッズという言葉が出てくる避難所運営グッズには、初動グッズとコロナ関連グッズを併せたものであるが、初動グッズの品目が何なのか明確ではない。 【意見】 初動グッズの中に、避難所開設中の案内表示板が格納されていることもマニュアルにかかれていますが、避難所運営グッズ（35品目）には含まれていないことから、マニュアルの品目や用語を整理・統一すべきである。 | マニュアルの品目や用語を整理します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 85 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|------------------------------|------------|------|---|---|------------|-------|-------|--------|
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【備蓄品】 | 備蓄品の数量 | 意見 | <p>【現状・問題点】 防災備蓄品については、平成30年度に実施した柏市防災アセスメント調査に基づき算出された目標備蓄数を満たすため、令和2年度から令和6年度の5年間で現状の備蓄数からの不足分及び期限切れ物資等の補充分を購入していく計画である（前掲表参照）。現状では、一部備蓄品について令和6年度の目標値に到達できないものがあるため、今後、令和7年度以降の備蓄計画の中で検討していくとの説明があった。</p> <p>【意見】 既に計画策定から2年が経過しており、再度、品目や目標達成数の見直しや変更が必要かどうか精査が必要であると考えられる。 なお、柏市では備蓄量の地区別充足率は算定していないとのことである。他市では、地区別の充足率を出した上で、地区別にばらつきが無いように備えをしているところもある。災害時には道路が寸断され、地区間での輸送・移動が困難であることも想定され得ることからすると、今後は地区別充足率を考慮することも検討されたい。</p> | 引き続き、備蓄計画に基づいた補充を進め、量や投資額など地区別の充足率、公平性などを考慮しつつ、バランスの取れた配置を行うとともに、防災備蓄倉庫ごとに種目の不均衡が生じないように備蓄品の平準化に努めてまいります。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 85 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【施設・設備】 | 施設・設備について | 意見 | <p>【現状・問題点】 柏市では、防災設備として、防災備蓄倉庫、小型倉庫、飲料水確保のための耐震性井戸付き貯水装置や耐震性貯水槽等、生活用水確保のための防災用簡易井戸等を整備している。 柏市においては、前掲の表のとおり20地区のコミュニティエリアに分けて管理している。その中で、飲料水の設備がないコミュニティエリアはなかった。しかし、防災備蓄倉庫がないコミュニティエリアが3地区あり、生活用水としての防災用簡易井戸がないコミュニティエリアが5地区ある。</p> <p>【意見】 防災安全課でも各コミュニティエリアに一つは上記施設を設置したいという課題は持っているが、まだ実現できていない状況であるため、引き続き改善に取り組まれたい。</p> | 防災備蓄倉庫については、避難場所兼避難所となる学校を主とし、単独または余裕教室を活用する等バランスに配慮した整備を検討します。また、防災用簡易井戸については、計画的な設置を進めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 86 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【施設の老朽化】 | 施設の老朽化とコスト | 意見 | <p>【現状・問題点】 柏市では、飲料水確保のための耐震性井戸付き貯水装置を市内17箇所に設置している。これらの設置により、計画では生活用水は不足が想定されるものの、飲料水は充足されているとのことである。 一方、耐震性井戸付き貯水装置については、令和3年度は1か所改修工事を2,640万円かけて行っている。改修工事の前年にはその工事設計の費用もかかっており1か所につき3,000万円以上費用がかかる。また、令和3年度は耐震性井戸付き貯水装置の点検委託料として841万円の費用もかかっている。 耐震性井戸付き貯水装置は古くに設置されて老朽化しているものもあるため、17基について今後も改修工が必要になってくる一方で、現在訓練等で使用する以外は、長期間使用していない状況である。</p> <p>【意見】 災害時の耐震性井戸付き貯水装置の有用性はあるものの、それを維持管理する費用が多額にのぼることを考えると、代替手段の確保検討や一部の箇所については廃止も検討せざるをえないと考える。</p> | 耐震性井戸付き貯水装置については、当初整備してから長期間を経過しています。このことから、平成25年度以降、30年を経過した貯水装置を年間1基ずつ改修する計画として進めています。 改修工事及び維持管理に多くの費用を負担することから、計画終了後の飲料水確保について検討を進めてまいります。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 86 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|--------------------------------|----------------------------|------|--|--|------------|-------|-------|--------|
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【防災倉庫の不足等】 | 防災備蓄倉庫の不足や一部倉庫の老朽化 | 意見 | <p>【現状・問題点】 防災備蓄倉庫については、特に旧沼南エリアは足りていないとのことである。エリア自体は広いが、物を置ける場所は少ない状況である。例えば、各避難所に簡易トイレはあるが、仮設トイレとか大きな資機材が倉庫に入らないという理由で備蓄ができていない。</p> <p>【意見】 トイレは大事であり、簡易トイレだけでは不便である。倉庫用地の確保については市有地を売買によって確保することも検討の余地があると思われる。 又、防災備蓄倉庫のうち一部の倉庫は老朽化が進んでいる。例えば、旧沼南倉庫の防災備蓄倉庫は整備から15年以上がたち老朽化して危険であるという指摘が過去なされているが、改善されてはいない。</p> | 本市では、災害時のトイレについて、仮設トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレの組み合わせで対応する計画としております。また、防災備蓄倉庫については、年1～2回の備蓄点検の際に保管施設の老朽化についても都度確認しており、市公共施設改修の際に当該より備蓄倉庫設置を要望するなど備蓄スペースの確保に努めています。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 86 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【備蓄品の入札】 | 単一業者のみが10年以上にわたり応札を行っている点 | 意見 | <p>【現状・問題点】 防災行政無線（固定系）保守点検委託（302万6,100円）、防災行政無線（固定系）更新業務委託（2,215万4,000円）、防災行政無線（固定系）子局バッテリー（68組、359万400円）について、入札は行っているものの10年以上、1社のみが応札し受注している。</p> <p>【意見】 10年以上も1社のみが受注しているという状態は、適切な競争原理も働かない可能性がある状況であり好ましい状況とは言えない。今後、抜うことができる他の業者はいないのか、また、他の業者でも抜うことができるものとならないか等の検討をする必要がある。</p> | 1者応札の状況が続いていることから、適切な競争原理を働かせるよう検討し、同等品可とするなどの仕様書を工夫しています。 | 措置を講じた | 防災安全課 | 危機管理部 | 87 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【備蓄品の入札】 | 金額の高い備蓄品であるおかゆの応札が1社のみである点 | 意見 | <p>【現状・問題点】 備蓄品である調理不要食（おかゆ39,200食分）については、制限付き一般競争入札にて1社のみが1,707万4,800円で応札して受注している。</p> <p>【意見】 調理不要食より契約金額が低い備蓄品では、競争入札や随意契約による複数社の応札、見積もり合わせとなっている。このように契約金額の低い備蓄品でも競争原理が働いているところを見ると、特に契約金額が高い備蓄品については、複数社が応札できるように仕様書を工夫するなどして競争原理を働かせる必要があると考えられる。</p> | 備蓄品については、柏市契約事務取扱要領に基づき、制限付き一般競争入札で実施しています。 これまでも、複数社が応札できるよう仕様書を工夫しているところですが、引き続き競争原理を働かせるよう検討します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 87 |
| 防災施設及び防災資機材の管理事業 【備蓄品の入札】 | 予定価格に対して落札率が100%の備蓄品が複数ある点 | 意見 | <p>【現状・問題点】 令和3年度の備蓄品では、避難所用マット（制限付き一般競争入札、予定価格118万8,000円）、ビスケット（制限付き一般競争入札、予定価格213万1,920円）、防水シート（制限付き一般競争入札、予定価格123万2,000円）が落札率100%で落札されている。</p> <p>【意見】 やむを得ない事情により落札率が予定価格の100%ということもあると思うが、競争原理や市としてのコスト意識が不十分な可能性もあるため、改善が可能な検討されたい。</p> | 監査人御意見の備蓄品については、柏市契約事務取扱要領に基づき、制限付き一般競争入札で実施しています。 これまでも、競争原理やコストを意識した設計額としているところですが、引き続き改善に努めます。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 87 |
| 自主防災組織事業 | 防災講習会及び防災訓練等の開催回数及び参加人数の減少 | 意見 | <p>【現状・問題点】 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症により講習会等が開催できなかつたり中止になったものが多かった。</p> <p>【意見】 令和4年度以降開催回数や参加人数を増やしていく施策をより検討すべきである。</p> | コロナ禍によりオンラインによる防災啓発のノウハウが構築できたため、職員派遣と併用しながら地域要望に応じた講習会等を検討します。 | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 89 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------|--------------------------------|------|--|---|------------|-------|-------|--------|
| 自主防災組織事業 | 講習会等の開催方法について | 意見 | <p>【現状・問題点】 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度は講習会の映像を制作してそれを配信したとのことである。その内容は、①被害の防ぎ方、備蓄、情報収集等の自助について、②市からの情報を受けてとるべき行動について、③避難の多様性について、④避難所運営委員会や避難所運営について（概論）、⑤外国人向けの防災情報について、⑥子育て世代の防災情報について、というものであった。</p> <p>【意見】 映像配信の場合は、一方通行の講義という形であり、また、テーマ等も限定されてしまう可能性がある。ズーム等で受講者からも適宜質問ができる対話形式の講習や、座談会形式で対話を重視する方式等、内容を充実させる工夫も検討されたい。</p> | <p>コロナ禍によりオンラインによる防災啓発のノウハウが構築できたため、職員派遣と併用しながら地域要望に応じた講習会等を検討します。</p> | 方針提示 | 防災安全課 | 危機管理部 | 90 |
| 庁舎改修事業 | 庁舎等の防災機能の適切な維持・管理について | 意見 | <p>【現状・問題点】 現状、庁舎等の劣化状況調査や短期保全計画による改修事業を行っており、本庁舎の機能の保全を図っている。</p> <p>【意見】 災害時において、災害発生時に本庁舎の機能が十分に発揮できて、また、被害の最小化と迅速な復旧が可能であるように、今後とも防災担当部局とも適切な調整を行いながら公共施設の維持管理を実施する事が望まれる。</p> | <p>本庁舎は市内の主要な公共施設ではあるものの、市内公共施設全体の中では1施設に過ぎず、災害時はそれぞれ建物に求められる役割が異なるものと認識しています。そのため、災害時対応の施設の全体計画を策定している防災担当部局と協議し、この全体計画の一部分を構成する一公共施設として検討すべき問題として、今後は防災担当部局と連携して公共施設の維持管理について検討してまいります。</p> | 方針提示 | 資産管理課 | 総務部 | 94 |
| 庁舎維持管理事業 | 庁舎等の災害時における維持管理についての考慮の必要性について | 意見 | <p>【現状・問題点】 庁舎維持管理事業においては、日常の庁舎関連業務の維持を目的としており、災害時等の非常事態に対する業務の想定がされていない。</p> <p>【意見】 事前に災害が発生した場合については初動対応マニュアルを策定しているが、今後も、当該マニュアルの精度を上げながら適切に災害対応の訓練を行うなど実効性を高めていく事が望まれる。</p> | <p>「柏市地域防災計画」等の関係計画の内容を踏まえ、初動対応マニュアルの適宜見直しを図り、実効性を高められるように検討してまいります。</p> | 方針提示 | 資産管理課 | 総務部 | 96 |
| 庁舎維持管理事業 | 本庁舎の清掃等の維持管理契約について | 意見 | <p>【現状・問題点】 庁舎維持管理事情の主な支出金額は、柏市役所本庁舎等の清掃・電話交換・窓口案内・設備等管理業務委託費である。当該業務委託について、1法人に対して年間109,287千円の支出がされている。当該契約は令和2年4月1日からの3年間に渡る長期契約であり、当該期間中の契約金額も固定されている。</p> <p>【意見】 金額の妥当性、他の業者への代替性、契約期間中の金額の見直し等、適宜、柏市にとって経済合理性のある判断を行う事が望ましい。</p> | <p>柏市役所本庁舎等の清掃・電話交換・窓口案内・設備等管理業務委託において、最も優先されるべきことは、市民サービスを途絶えることなく安定して業務を遂行することにあります。そのため、年度切替時等の委託業者が変わることによる混乱防止を極力避けること等を理由に契約期間を3年としています。また、業者の選定にあたっては、プロポーザル方式の業者選定を行うことにより、単なる金額面の比較だけでなく、人員体制、リスク管理能力、経営状況等を総合的に審査することで、安定した業務遂行に障害となるリスクを排除しています。今後は、契約期間中の金額の見直し等を適宜行うことについての検討をしてまいります。</p> | 方針提示 | 資産管理課 | 総務部 | 96 |
| 車両管理事業 | 災害時を想定した庁用自動車の車両活用マニュアル作成等について | 意見 | <p>【現状・問題点】 現在は災害時における庁用自動車の車両活用マニュアル等は作成されていない。</p> <p>【意見】 災害時に自動車の活用が求められる局面が想定される。そのため、災害発生時に車両の状況を把握し、活用できる車両の情報を確保すべきである。実際の災害時において、どの車両を誰がどの様に活用すべきかなど、災害時の車両活用マニュアルを整備する事が望まれる。また、災害対策用の予備の車両の確保や、電気自動車等のより効果的な利活用を行うなど、防災担当部局とも調整しながら今後の車両活用を検討されることが望まれる。</p> | <p>災害時は、公用車単体で災害対応をするわけでないため、車という単体のハード面だけでなく誰が運転するのかというソフト面も含めた総合的な検討が大変重要と認識しています。そのため、災害時対応の全体計画を策定している防災担当部局と協議し、この全体計画の内の一部分を構成する公用車として検討すべき問題として、今後は防災担当部局と連携して車両活用マニュアルの作成について検討してまいります。</p> | 方針提示 | 資産管理課 | 総務部 | 97 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|-------------|------------------------------|------|---|---|------------|-------|-----|--------|
| 災害見舞金支給事業 | 事業継続の要否について検討 | 意見 | <p>【現状・問題点】被災者としては見舞金が支給されることはマイナスではないが、金額も生活支援ではなく見舞金という水準のものであり、同じ人員や作業労力をかけるのであれば、他のより有用な事業を行える可能性のあるものである。</p> <p>【意見】本事業を存続するにしても、見舞金支給以外の業務もリスト化して整理した上で、他事業との兼ね合いや効率性の観点から本事業の継続の有無や継続する場合の役割等も再度検討すべきである。</p> | 災害見舞金の支給に関しては、福祉政策課の他、日本赤十字社千葉県支部柏市地区、共同募金会と情報を共有しながら、受給者の手間にならないように合わせて支給しています。他団体の業務を含めた同種の事業をリスト化しつつ、役割についても検討していきます。 | 方針提示 | 福祉政策課 | 福祉部 | 99 |
| 防災福祉K-Net事業 | 業務効率化の検討 | 意見 | <p>【現状・問題点】K-Net登録のための同意（不同意）書を紙で送付しているだけでなく、その回答書が紙で戻ってくるため、それをすべて職員がシステムに手入力している。送付や入力に手間がかかるだけでなく、手入力では入力ミスが発生してしまう可能性もある。</p> <p>また、これらの業務を行っていることもあり、各町会等へ支援体制構築のサポートや研修・訓練サポートに積極的にかかわる時間も少なくなっている状況がある。</p> <p>【意見】今後、システム化や外部委託を含めた効率化を検討することが望ましい。</p> | K-Netに登録を検討する方には高齢の方も多く、パソコンやスマホの操作に不慣れな方も一定数いると認識しています。また、システムの抜本的な変更については、現システムを他事業でも利用しており、当該事業との調整が必要になることから、市のDX化の進捗状況に合わせて検討していきます。 | 方針提示 | 福祉政策課 | 福祉部 | 103 |
| 防災福祉K-Net事業 | 要支援者のK-Net登録率の指標化及び登録の促進 | 意見 | <p>【現状・問題点】毎年度のK-Net登録に関する同意書等の回収に関して指標を定めて管理されていない。また、不同意者等についてその後にも再送して回答を求めることは実施していない。</p> <p>【意見】3年に1度などルール化をして登録についての再勧奨の書類を送付することも検討すべきと考える。</p> | K-Net登録に関する再勧奨については、今年度以降、定期的に実施する方向で検討しています。 | 措置を講じた | 福祉政策課 | 福祉部 | 103 |
| 防災福祉K-Net事業 | 新規に避難行動要支援該当者になった方への通知のタイムラグ | 意見 | <p>【現状・問題点】毎年1回2月ごろにK-Netへの登録意思確認を行っているが、例えば3月ごろに要件該当することになった方は、約1年間登録することが困難となり、災害が多い夏場において実際に災害が発生してしまった場合、支援ができない可能性がある。</p> <p>【意見】作業量や予算の関係もあるが、タイムラグが可能な限り生じないように通知発送頻度を上げる事を検討すべきである。</p> | K-Netへの登録意思確認については、作業量の面で他業務との調整が必要になります。現状においては、ホームページ、広報誌等による周知により、啓発を行うとともに、ケアマネジャー、相談支援専門員等が所属する団体への啓発を行うなど、啓発を強化してまいります。 | 方針提示 | 福祉政策課 | 福祉部 | 104 |
| 防災福祉K-Net事業 | 支援体制構築済の町会数の増加と構築後の確認等について | 意見 | <p>【現状・問題点】令和3年度においては、避難行動要支援者がいる町会は276町会あり、そのうち支援体制構築済の町会数は204町会で構築率は73.9%となっており、構築率は年々増加傾向にある。</p> <p>【意見】金銭面の手当て、より積極的な講習会サポート、支援者集めに成功している町会の事例共有等を含めて、支援者を増やし構築率を上げるための改善策を検討すべきである。</p> | 支援者を増やし構築率を上げるためには、各自治会にK-Net制度への理解を深めていただく必要があります。そのため制度説明会の内容をホームページで動画配信しました。また、自治会の成功事例を収集するためアンケートの充実を図りました。 | 措置を講じた | 福祉政策課 | 福祉部 | 104 |
| 防災福祉K-Net事業 | 個人情報の管理 | 意見 | <p>【現状・問題点】年1回の名簿の差し替えにあたり、古い名簿の回収がきちんとされているかの確認作業が十分になされていない。</p> <p>【意見】避難行動要支援者の名簿という重要な個人情報が含まれているものであり、個人情報保護の観点から名簿の管理は慎重にすべきであるため、名簿の回収・管理をより適切に行うべきである。</p> | 名簿の管理及び名簿交換時の回収について、自治会に改めて周知するとともに、回収時の確認を適切に行います。 | 措置を講じた | 福祉政策課 | 福祉部 | 104 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|---------------------|------------------------------|------|--|--|------------|-------|-----|--------|
| 柏市木造住宅耐震診断費補助金交付事業 | 柏市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱について | 意見 | <p>【現状・問題点】 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、助成制度の広報の手段として効果的であった町会回覧での周知が出来ず、また、耐震診断相談会も一部の開催が中止となったため、応募件数が目標件数を下回っている。</p> <p>【意見】 平成18年度以来補助金の限度額が4万円であり、現時点で平成18年度当時に比べて、消費税率の引き上げ、木造住宅耐震診断費用の値上がりがあることから、補助金の限度額の引上げ等の対策が必要と思われる。</p> | <p>柏市木造住宅耐震診断費補助金の限度額（6万円）の引上げを令和5年4月に行いました。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 106 |
| 柏市木造住宅耐震診断費補助金交付事業 | 柏市木造住宅耐震診断費補助金交付後のアフターケアについて | 意見 | <p>【現状・問題点】 令和3年度16件の耐震診断を行った結果、上部構造評点1.0以上が1件、上部構造評点1.0未満（耐震改修工事の必要があるもの）が15件であった。 現状は、当該15件に対し、診断終了後に耐震改修工事の必要がある旨の通知をしている。</p> <p>【意見】 建築指導課において通知後も耐震改修工事の実施の勧奨等の適切なフォローをすることが望まれる。</p> | <p>柏市木造住宅耐震診断費補助金交付申請者のうち改修費の補助申請がなされていない方に対して、耐震改修等の実施検討の要請を令和4年度に通知済みです。 今後も継続的に耐震改修等の実施検討の要請を行っていきます。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 106 |
| 柏市木造住宅耐震改修費補助金交付事業 | 柏市木造住宅耐震改修費補助金交付状況等について | 意見 | <p>【現状・問題点】 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、助成制度の広報手段として有力であった町会回覧での周知が出来ず、また耐震診断相談会も一部の開催が中止となったため、募集件数が目標件数より下回っている。</p> <p>【意見】 平成20年度以来補助金の限度額が最大で60万円であり、平成20年度当時に比し木造住宅耐震改修費用の値上がりがあることから、補助金の限度額の引上げを検討すべきである。</p> | <p>住宅の耐震改修に係る国交付金を有効活用する検討とあわせて、柏市木造住宅耐震改修費補助金の限度額についても検討いたします。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 108 |
| 柏市木造住宅耐震改修費補助金交付事業 | 柏市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱について | 意見 | <p>【現状・問題点】 同要綱の第4条第1項第3号に租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除（「同要綱の第4条第2項には、補助金の交付に当たっては予め前項第3号の額（租税特別措置法41条の19の2に規定する所得税の特別控除の額「住宅耐震改修特別控除」）を第4条第1項3号で合算した金額を差し引いた額を交付するものとする」とある）の額を合算した金額を補助金の額に含め、更に第4条第2項で、補助金の交付に当たっては予め前項第3号の額を差し引いた額を交付するものとする。</p> <p>【意見】 同規定は、当初平成20年に国土交通省が制定したものを基に、平成23年に改正され、千葉県下の市町村についても暫時この規定は削除されているから、改正の時期に合わせこの条項の見直しをするべきである。</p> | <p>柏市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の今後の改正にあわせて、同要綱第4条第1項第3号及び第4条第2項の規定の見直しをしていきます。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 108 |
| 柏市マンション耐震診断費補助金交付事業 | 柏市マンション耐震診断費補助金交付の拡充について | 意見 | <p>【現状・問題点】 耐震診断を受けることが必要と認められるマンションも相当数あるが診断を受けようとする管理組合が多数存在している。</p> <p>【意見】 耐震診断を受けることが必要と認められるマンションも相当数あり、今後とも当該事業の拡充が望まれる。</p> | <p>マンションの耐震診断の実績につながるように、広報誌、ホームページ、パンフレット配布及びSNSを活用しながら補助金交付事業の周知に努めていきます。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 110 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------------------------|-----------------------------------|------|--|--|------------|-------|-----|--------|
| 柏市マンション耐震診断費補助金交付事業 | 柏市耐震改修促進計画との関連について | 意見 | <p>【現状・問題点】 柏市耐震改修促進計画第3章の3地震時の総合的な安全対策（1）にエレベーターの閉じ込め防止対策、窓ガラス等の落下対策を考慮し、その所有者に対して必要な対策を講じるよう指導を行うとある。</p> <p>【意見】 マンションの耐震診断と併せ、今後それらの対策に関してのより効果的な対応を検討していただきたい。</p> | <p>マンションの地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策や窓ガラス等の落下対策については、柏市マンション耐震診断費補助金交付事業の周知とあわせて検討していくこととします。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 111 |
| 危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付事業 | 柏市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付の拡充について | 意見 | <p>【現状・問題点】 令和3年度は、募集件数20件に対し交付件数9件と大幅に募集件数を下回っている。 平成30年度に、小学校から500m以内の通学路について実地に調査を行ったところ、危険コンクリートブロック塀等158件を確認し、その後、令和3年度までに29件の除却が完了し、現在129件の危険コンクリートブロック塀等の除却が完了していない。</p> <p>【意見】 当該未処理分についてできる限り早急に危険性の解消が図られるべきである。</p> | <p>危険コンクリートブロック塀等除却の実績につながるように、広報誌、ホームページ、パンフレット配布及びSNSを活用しながら、改修の必要性や補助金交付事業の周知に努めていきます。令和5年度は危険コンクリートブロック塀の改修促進のための検討会を開催し、危険コンクリートブロック塀の解消のためにより有効な取り組みを検討します。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 113 |
| 危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付事業 | 各補助金申請書の消費税の取り扱いについて | 意見 | <p>【現状・問題点】 危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書の記載例には、対象経費には、消費税を含む旨の記載があるが、木造住宅耐震診断費補助金、木造住宅耐震改修費補助金及びマンション耐震診断費補助金の対象経費欄に消費税の取り扱いについての記載はない。</p> <p>【意見】 現状、補助金の交付を受ける者に有利となるよう消費税を含めて計算しているため、各種補助金の記載例に消費税を含む旨統一すべきである。</p> | <p>各種補助金交付事業の周知とあわせて記載例の検討をしていくこととします。</p> | 措置を講じた | 建築指導課 | 都市部 | 113 |
| 危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付事業 | 各補助金の代理受領制度の導入について | 意見 | <p>【現状・問題点】 千葉市及び流山市では、補助金受領者の申立（委任）により、耐震診断、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀等除却工事を行った者が、補助金の請求及び受領することが出来るという、代理受領制度を取り入れている。</p> <p>【意見】 代理受領制度を取り入れることにより、補助金交付申請者の書類作成の手間を省くことが出来、市民の利便性の向上により各種補助金の利用促進につながると考えるので、同制度の導入について検討していただきたい。</p> | <p>代理受領制度の採用で補助金交付申請者の書類作成の省略に寄与するところはあまりありませんが、各種補助金交付事業の利用促進とあわせて検討していくこととします。</p> | 方針提示 | 建築指導課 | 都市部 | 113 |
| 市営住宅施設管理事業 | 市営住宅等の利用者に係る災害時のサポート体制について | 意見 | <p>【現状・問題点】 市営住宅等については、民間業者に業務委託することによって、その利用者の相談窓口や見回りといった日常生活におけるサポートが適切になされている。しかし、市営住宅等の利用者が自発的に連絡を行えない場合や、災害時における避難誘導といった非常事態のサポート体制については想定がされていない。</p> <p>【意見】 災害時の市営住宅等の利用者のサポートをどのように行うか検討すべきと思われる。</p> | <p>災害発生時には、指定管理者が作成し市営住宅の住民に周知している「柏市営住宅消防計画」に沿った対応が行われますが、その中で自発的に連絡を行えない者についての対応は考慮していないため、今後検討していきます。また、災害時における避難誘導について、市営住宅は指定管理者が常駐している施設ではないため、災害発生時の即時の対応が困難な部分もありますが、どの程度までサポート体制構築が可能か検討していきます。</p> | 方針提示 | 住宅政策課 | 都市部 | 116 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|-------------------|----------------------------|------|---|---|------------|-------|-----|--------|
| 防災公園整備事業 | 防災公園の運用方法のマニュアル作成の必要性について | 意見 | 【現状・問題点】 公園管理者は、防災公園を管理運営する立場として、災害時にそれぞれの防災公園がその求められる機能や役割を適切に発揮できるよう備えるべきとされる。 【意見】 柏市では、発災時に広域避難場所を含む避難場所には市職員は配置されない現状であり、関係機関や地域住民が防災公園を適切に活用するためには、防災公園のそれぞれの機能等やその運用方法についてマニュアルの作成が必要であると考ええる。 | 防災公園の機能に関するマニュアルの作成、整理について今後検討します。 | 方針提示 | 公園緑地課 | 都市部 | 124 |
| 防災公園整備事業 | 防災公園の施設管理について | 意見 | 【現状・問題点】 現在、防災公園の主要施設は、「備蓄倉庫」、「貯水装置」については防災安全課、また「貯水槽」については上下水道局給排水課の管理となっているなど施設ごとに管理者がまちまちとなっている。 【意見】 防災公園の機能を維持し、発災時に迅速な対応を行うために防災公園の施設全体を一元的に管理運用する体制を構築することを要望する。 | 施設管理については所掌事務に応じた役割分担をし担当部署を定めております。特に貯水槽は上下水道局以外の部署が管理することは困難であり、管理者の一元化は難しいことから、発災時に迅速な対応ができるよう担当部署間の連携や体制構築を図ります。 | 方針提示 | 公園緑地課 | 都市部 | 124 |
| 市道01070号線外①道路拡幅工事 | 新市建設計画における本事業関連項目の進捗状況について | 意見 | 【現状・問題点】 令和3年度においては道路整備にかかる工事請負費は計上されておらず、「沼南センター地区～大井～柏市中心部を結ぶ路線の整備」の残り12%の進捗は捗々しくない状況である。 【意見】 今一度現在の手法に工夫の余地がないか検討し、残りの箇所を完了すべく努めて欲しい。 | ルートの一部変更等検討の余地がある箇所について、地元町会や土地所有者と調整を図りながら拡幅工事実現の可能性を高められるよう努力していきたいと考えております。 | 方針提示 | 道路整備課 | 土木部 | 126 |
| 市道01153号線外①道路拡幅工事 | 泉村新田田土入替工事について | 意見 | 【現状・問題点】 本事業は、新市建設計画に基づき、東台本町交差点から県道柏印西線布瀬交差点までの道路の拡幅工事を行うものである。その中で泉村新田地区における道路拡幅工事を行ったが、令和3年度においては、この拡幅工事を行った道路に接する水田の土を入れ替える工事を行っている。 【意見】 市では、令和4年度以降の農地に接する道路拡幅工事においては、再利用土ではなく小石や砂利等が混入する心配のない土を用いるようにしている。以後、このような運用がなされるように要望する。 | ご意見に記載のあるとおり、令和4年度より農地に接する道路拡幅工事においては、再利用土ではなく購入土を用いて施工するよう改善いたしました。 | 措置を講じた | 道路整備課 | 土木部 | 129 |
| 南部クリーンセンター周辺整備事業 | 不動産鑑定評価業務委託における随意契約について | 意見 | 【現状・問題点】 市は、上記を含む全ての不動産鑑定評価業務について不動産鑑定評価を行う法人等と入札又は見積合わせを実施せずに随意契約している。このことについて、契約金額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づいているため、契約先によって金額が変わることはなく、よって市が契約先をその時々で任意に選定しているとしている。そして、予算執行資料には、随意契約理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によると記載されている。 【意見】 本条2号に規定しているのは、不動産の買入れ又は借入であり、それに付随する業務である不動産鑑定評価業務は含まれないと考えられる。また、不動産鑑定評価業務はその業務内容に特殊性がなく、かつ市内事業者の数も少なくないことから「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」というのは困難である。よって、特に随意契約にしなければならない相当の理由は見当たらないと考えられ、以後入札等の競争性のある形で契約先の選定を行うべきである。 | 法務担当部署に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号について確認しましたが、当随意契約において当該法令に抵触している部分は無く、契約は有効と考えております。今後につきましては、他自治体等の動向を注視し、契約方法について検討してまいります。 | 方針提示 | 道路整備課 | 土木部 | 133 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | ・ 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|------------------|--|------|--|--|------------|-------|-----|--------|
| 南部クリーンセンター周辺整備事業 | 協定に基づく道路整備の進捗について | 意見 | <p>【現状・問題点】 現在、協定が結ばれた平成14年から約20年が経過していることを考慮すると、本事業の進捗状況は芳しくないと言わざるを得ない。市としては、優先度の高い路線から事業を進めているが、用地取得の難航や財源確保等の理由から進捗が遅れている。</p> <p>【意見】 協定がある以上、今後も引き続き本事業が継続されていくことに異論はないが、時間の経過とともに「優先度」が変化していないかを検討した上で事業に取り組んで欲しい。すなわち、今から20年前と比較して、南部クリーンセンターの周辺道路の需要が現在においても変化していないと言えるか、他の道路の整備状況が影響を与えていないか、周辺住民の自動車所有状況等に変化はないか、等、住民の利便性の概念や防災上の観点を考慮し検討を加えた上で、今後の事業計画を見直す等して進められたい。</p> | <p>南部クリーンセンター周辺整備事業は、第二清掃工場隣接町会対策連絡会議（以下対策連）によって路線が選定され施工優先順位も決定されています。柏市はこの決定に従い整備しているものです。今後につきましても、対策連と優先度を含めた協議をしながら事業を進捗させてまいります。</p> | 方針提示 | 道路整備課 | 土木部 | 134 |
| 雨水処理施設管理事業 | 危機管理マニュアル別紙1「危機予防のための点検（チェック）シート」について | 意見 | <p>【現状・問題点】 当該点検（チェック）シートは、点検対象として、水路・雨水管・雨水マンホールポンプ施設等が記載されて、外観・動作状況・被害状況について点検結果を記入する様式となっており、チェックリストにはなっていない。</p> <p>【意見】 保守点検の委託先が作成している「ポンプ施設保守点検シート」等を参考にして、災害発生時の具体的なチェック項目を記載すべきである。</p> | <p>令和5年度に河川排水課危機管理マニュアルの改訂を行いました。点検項目についてチェック項目を記載しました。</p> | 措置を講じた | 河川排水課 | 土木部 | 137 |
| 雨水処理施設管理事業 | 河川排水課の危機管理マニュアル別紙4「勤務時間外（夜間・休日等）の非常災害時職員動員連絡表」について | 意見 | <p>【現状・問題点】 当該非常災害時職員動員連絡表の書式は作成当初より改訂がされていない。</p> <p>【意見】 組織改編や役職者の変更があった場合などに合わせて適切に改訂をする事が望ましい。</p> | <p>令和5年度に河川排水課危機管理マニュアルの改訂を行いました。職員動員連絡表についてもあわせて書式を改訂しました。</p> | 措置を講じた | 河川排水課 | 土木部 | 138 |
| 雨水処理施設管理事業 | 施設の保全について | 意見 | <p>【現状・問題点】 ポンプ施設（機械施設、電気施設）は、過半数の施設において1か月に1回以上の点検を行い、機能低下や不具合の見られるものは、部品交換や修繕を行っている。ポンプ施設（電気施設）は、「柏市雨水排水施設個別施設計画」では、劣化状況の把握や不具合発生時期の予測が困難であることから、時間計画保全を行うものとしているが、現状では時間計画保全は行われていない。</p> <p>【意見】 今後、費用も勘案の上で一定期間ごとに更新や部品交換を行う時間計画保全を行うことが望まれる。水路施設（開水路）、雨水調整池については、予防保全を行うか、事後保全とするか、再度検討することが望まれる。</p> | <p>調整池については継続して予防保全を行うこととし、水路施設（開水路）については現状の劣化具合を考慮しながら改めて検討してまいります。</p> | 方針提示 | 河川排水課 | 土木部 | 138 |
| 地域排水整備事業 | 柏市雨水排水施設個別施設計画について | 意見 | <p>【現状・問題点】 柏市雨水排水施設個別施設計画（以下において「個別施設計画」と呼ぶ）は、計画的な整備に適した、水路施設（開水路）、ポンプ施設（電気施設・機械施設）、雨水調整池を対象として整備計画を策定したものであり、令和3年度から適用されている。</p> <p>【意見】 今後、社会情勢の変化等により、整備のための人件費や資材費が大幅に上昇することも考えられる。柏市地域防災計画と共に必要に応じて個別施設計画も整合性をもって適切に見直しをされることが望まれる。</p> | <p>柏市雨水排水施設個別施設計画における第1期計画（令和3年度から令和7年度まで）の完了が近いので、第2期計画（令和8年度から令和17年度まで）までに上位計画である柏市公共施設等総合管理計画の内容を確認しながら必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。</p> | 方針提示 | 河川排水課 | 土木部 | 144 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|-------------------------|-------------------------|------|--|--|------------|-------|-------|--------|
| 地域排水整備事業 | 雨水排水施設の下水道事業への移管について | 意見 | <p>【現状・問題点】 雨水排水施設は、老朽化により排水機能障害や路面陥没事故が発生する可能性がある。また、近年の台風や集中豪雨の増加によって浸水被害が高まっている箇所もある。このように早急に対応が必要となっている施設は、即時に局所的な改良工事（排水先分散化、排水管延伸・増径等）により対応する必要がある。一方、大規模な工事が必要とする根幹的な雨水幹線については、下水道事業において一括して管理することが適切とされている。</p> <p>【意見】 今後雨水幹線や市街化区域内の雨水排水施設については、上下水道局に移管し、市街化調整区域内にある雨水排水施設等は、引き続き河川排水課において管理していく方針であるが、具体的な移管の計画は作成されていない。上下水道局と協議し、移管の計画を具体的に定めていくことが望まれる。</p> | 雨水幹線や市街化区域内にある雨水排水施設等については、引継ぎ可能なものについて上下水道局と協議していきます。 | 方針提示 | 河川排水課 | 土木部 | 145 |
| 校舎・屋内運動場長寿命化改良工事（継続費）事業 | 校舎長寿命化改良工事事業 | 意見 | <p>【現状・問題点】 「柏市公共施設等総合管理計画」では、今後40年間で施設総量（延床面積）の13%削減を目標としているため、学校適正規模を下回り一定の教育環境を維持できない場合は、学区の再編や隣接校との集約化（統合）等を検討し、余剰教室が発生する学校については減築複合化を進める、としており、小学校4校、中学校1校を隣接校との集約化等を含めた適正配置の検討及び16校が減築又は複合化の検討対象である。</p> <p>【意見】 平時の学校運営としては経済合理的であり有効である。しかし、災害が発生した場合には、学校施設は近隣住民が最初に避難する安住施設へと変化する。防災施設でもあるという点でも指定避難所の確保も十分に考慮して学校の統合等を実施するとともに、廃校の場合には跡地の利用等も防災上の観点も含めて有効に活用されたい。</p> | 学校統廃合時における避難所のあり方については、市長部局も含めた関係各課における共通の課題として認識しています。 学校施設の長寿命化改良及び廃校施設の維持管理にあたっては、今後も地域防災の観点も含めた協議を関係各課と重ねていきます。 | 措置を講じた | 教育施設課 | 学校教育部 | 156 |
| 校舎・屋内運動場長寿命化改良工事（継続費）事業 | 校舎長寿命化改良工事（その2）（継続費）事業 | 意見 | <p>【現状・問題点】 設計業務委託が再度構造計算を実施したため増額変更になっている。</p> <p>【意見】 設計図面はもとより、修繕工事に必要な公文書及び重要な計算書は適切に保存しなければならない。併せて、デジタル化についても検討をいただきたい。</p> | 図面の保管方法については、庁内関係各課の課題として協議を重ねた結果、庁内ネットワーク上でデータを共有する環境が新たに整備されたため、今後積極的に活用します。 その他公文書についても、全庁的なデジタル化推進に伴い効率的かつ確実な保管方法を検討します。 | 措置を講じた | 教育施設課 | 学校教育部 | 157 |
| 校舎・屋内運動場長寿命化改良工事（継続費）事業 | 施設整備関係経費（屋内運動場長寿命化改良工事） | 意見 | <p>【現状・問題点】 制限付き一般競争入札が行われたものの不調となり、随意契約に切り替えられている。この規模の工事が行える業者は受注実績のないものも含め22社の登録がある。落札率は99.67%である。</p> <p>【意見】 随意契約に切り替え複数回見積り合わせを行うことは禁じられてはいないが、工事の重要性や他校においても同じような工事が行われる予定であること等を考慮すれば、設計額や仕様書は適切であったか、検討が必要であった。その上で入札をやり直すことが妥当と考える。原材料等の価格高騰を考えれば、設計額の指標や係数より導き出される予定価格が市場価格と乖離することが増えてくることと想定しておくべきであろう。学校施設の整備スケジュールは既に決まっております入札日程に余裕を持たせることは可能である。</p> | 設計額や仕様書については、施行例を作成する前の段階で十分に吟味しており、特に設計額については、最新の単価や実勢価格を確認して算出しています。このため、応札業者から入札辞退等があり、当該入札が不調となった場合には再度、設計を見直すこととしています。今後も資材流通状況等を注視し、工事業者に負担を強いることの無いよう適宜設計内容の見直しを行います。 | 方針提示 | 教育施設課 | 学校教育部 | 158 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|-------------------|--------------------|------|--|---|------------|-------|-----|--------|
| 消防庁舎維持管理事業（その1） | 見積り数について | 意見 | 【現状・問題点】 令和3年度の修繕の見積り合わせが1者のみで行われたものは39件ある。 【意見】 見積り合わせは、公正、公平に行わなければならないので、仕様書の配布方法等を検討し、複数者に参加を呼びかけ入札を行うことが望ましい。 | 柏市財務規則第139条に基づき、指摘のあった修繕工事については、契約額が30万円未満（設計額が30万円未満）のため、見積書の徴収は1者で可とされています。しかし、ご指摘のあったとおり、見積り合わせを公平公正に行うため、適正価格を把握することを目的に、可能な限り複数者による見積書の徴収を行っています。 | 方針提示 | 企画総務課 | 消防局 | 163 |
| 消防庁舎維持管理事業（その1） | 消防隊員・救急隊員等の非常食について | 意見 | 【現状・問題点】 災害が発生した際の要である消防隊員や救急隊員等の非常食や飲料の備蓄がされていない。 【意見】 日頃の訓練を生かしたベストパフォーマンスを発揮し救助活動に専念していただくためにも非常食や飲料の備蓄の検討をお願いしたい。 | 大規模災害時、職員の参集の際には、柏市消防局職員非常招集要領に基づき、各自3日分の飲・食料を持参することになっていますが、消防局として職員用の飲・食料は備蓄しておりません。しかしながら、災害対応が長期に及ぶこと等を想定し、防災安全課等の関係部局と調整し、職員用備蓄飲・食料の購入について検討します。 一方で、警防課においては、県内では千葉県消防広域応援隊、全国区では緊急消防援助隊の派遣活動に備え、公費で派遣隊員用の飲・食料備蓄しております。この飲・食料については、年1回実施される合同訓練で消費し、不足した分を新たに購入するローリングストック形式により管理しています。また、市内災害活動の長時間化へは柏市消防局給食等支給基準により活動隊への飲・食料の支援を行っています。 | 方針提示 | 企画総務課 | 消防局 | 164 |
| 消防庁舎維持管理事業（その2） | 入札参加条件について | 意見 | 【現状・問題点】 入札参加者を柏市内の業者に制限することは、市内業者の育成や緊急時の素早い対応を行うために一定の経済合理性や有効性があり否定するものではない。しかし、受注した工事の多くを下請け業者に依頼し、その下請け業者が柏市外の業者であればその効果は薄れてしまう。又、過度の保護は市内業者の競争優位性を育てることはならない。 【意見】 入札時の「内訳書」の下請代金の記載方法を検討し、一般競争入札を検討されることが望ましい。 | 入札時に事業者に提出を求めている内訳書によって、入札公告に定めた入札参加資格及び建設業法に基づく建設業の許可並びに主任技術者の専任要件を確認しています。 また、工事業件は、基本的に制限付き一般競争入札により執行しており、入札参加者が少ないと見込まれる案件の場合には、入札参加資格のうち地域要件を拡大するなど、競争性の確保を図っています。 なお、受注事業者に対して、下請発注時における地元業者の利用を義務付けることは、それによって受注事業者の自由な事業活動を制限することになりかねないため、今後の研究課題とさせていただきます。 | 方針提示 | 企画総務課 | 消防局 | 167 |
| 消防庁舎維持管理事業（その2） | 公文書の保存について | 意見 | 【現状・問題点】 消防庁舎は60年を目安に建替えを行う方針であるが、建物の長寿命化は避けては通れず定期的な修繕は欠かせない。また、昨今の原材料等の価格高騰もあり受注業者はより効率を重視するものと推測される。 【意見】 図面等の公文書は適切に保管しなければならない。 | D Xの推進の一環により、図面等の保管についてもデータによるものへと転換しております。また、図面等の大容量ファイルの外部事業者等との受け渡しを安全かつ効率的に行うため、オンラインストレージの導入についても検討しております。 既存の図面についても、整理を実施し適切な管理保管に努めます。 | 措置を講じた | 企画総務課 | 消防局 | 168 |
| 消防車両及び資機材等の更新整備事業 | 年度別消防車両更新計画について | 意見 | 【現状・問題点】 消防自動車等の更新基準での更新期間は、消防ポンプ自動車が15年から18年、救急自動車6年から8年、空気充填車が15年、指揮車・連絡車が16年等となっている。 【意見】 令和4年度の更新計画の高規格救急自動車では、更新基準が6年から8年であるのに対して経過年数が10年であり、若干更新基準を超えて更新する計画のものもあるが、今後も車両の安全性のためにも、可能な限り更新基準に沿って更新することが望まれる。 | 今後に関しては、更新基準年数を超えないよう更新するよう努めます。 | 措置を講じた | 警防課 | 消防局 | 172 |
| 消防車両及び資機材等の更新整備事業 | 車両更新への立会い（12月20日） | 意見 | 【現状・問題点】 車両引き渡しに際し、車両及び車両附属品及び取り付け品等、車両標準品を受け取った旨の受領証の提示話されていなかった。 【意見】 今後は不測の事態に備えるため、受領証等を提示することが望ましい。 | 今後は、受領証等提示するよう努めます。 | 措置を講じた | 警防課 | 消防局 | 172 |
| 消防車両及び資機材等の更新整備事業 | 重要物品のチェック | 意見 | 【現状・問題点】 重要物品を確認した結果、一覧表に記載のあるすべての物品の実在性を確認した。なお、一部の物品において、シールがはがれているもの及びシールの文字が確認できないものがあった。 【意見】 今回は、すぐにシールを再貼付したが、今後常に一覧表と現物の突合が可能ないようにシールの貼付が必要である。 | 今後は、一覧表と現物の突合するよう努めます。 | 措置を講じた | 警防課 | 消防局 | 173 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|-------------------|------------------------------|------|--|---|------------|-------|-------|--------|
| 消防車両及び資機材等の更新整備事業 | 高度救助資機材の確保 | 意見 | <p>【現状・問題点】 高度救助資機材は、救助隊の活動には欠かせないものである。柏市消防局においては、救助担当（救助隊）がいる西部消防署と東部消防署においては高度救助資機材が備えられている。又、救助担当（救助隊）が組織上いない旭町消防署には高度救助資機材が備えられていない。一方、沼南消防署は、救助担当（救助隊）は配置されているが高度救助資機材が備えられていない。</p> <p>【意見】 今後、沼南消防署においても高度救助資機材を備えることを検討する必要がある。</p> | 令和4年度に、沼南消防署の救助工作車の更新時に高度救助資機材を購入し整備しました。 | 措置を講じた | 警防課 | 消防局 | 174 |
| 消防水利整備事業 | 防火水槽の耐震化率について | 意見 | <p>【現状・問題点】 防火水槽の耐震率が柏市全体でも低く地域によっては更に低い。</p> <p>【意見】 防災対策から見て今後とも耐震率を計画的に上げるようにすることが望まれる。</p> | 開発行為等における消防水利設置協議時において、耐震性能を有する施設整備の要望を徹底し耐震化率向上に努めています。 | 措置を講じた | 警防課 | 消防局 | 181 |
| 消防水利整備事業 | 東部3地区における防火水槽の整備について | 意見 | <p>【現状・問題点】 東部3地域（布瀬・手賀・片山）は木造住宅の割合が他の地域と比べて相対的に高い地域である。防火水槽の数、貯水量ともに他の地域と比較すると僅少であるといえる。又、上水道の敷設状況も十分ではなく消火栓の数も少ない地区である。</p> <p>【意見】 今後とも、計画的にこれらの地区について防火水槽の適切な整備が望まれる。</p> | 消防水利の課題である東部地域には令和4年度に1基の整備から始まり、数年中に数箇所の消防水利整備事業計画があるため、今後も適切に整備を進めます。 | 方針提示 | 警防課 | 消防局 | 181 |
| 消防水利整備事業 | 歳出予算見積書と消防施設整備事業計画における乖離について | 意見 | <p>【現状・問題点】 消防水利の整備率の実態調査を踏まえて、耐震性貯水槽を設置すべき場所に設置することが主眼であることを考えると、その実態調査の基準がはっきりしないものであるとすると、果たして計画を実行することが適当なものであるのかの判断するのは困難である。</p> <p>【意見】 できる限り基準を明確にし、当初より設置率の低い箇所への設置を図ることは当然として、他の地域においても改めてどこから手を付けていったらいいかの優先順位をつけることが、防災の観点からは重要であると考える。</p> | 令和4年度に実施した消防水利の実態調査をもとに、整備状況を可視化することで課題を整理し、空白地域における優先順位をつけた消防水利整備事業計画を令和4年度下半期に修正し、今後も適切に整備を進めます。 | 方針提示 | 警防課 | 消防局 | 182 |
| 危機管理体制の強化 | 水道施設の内外水リスクへの対応について | 意見 | <p>【現状・問題点】 水道施設の内外水リスク調査に使用した内水ハザードマップは25m×25mのメッシュで解析されたものであり、当該メッシュの範囲内に僅かでも水道施設が被っている場合でも浸水想定区域に位置するものと判定されている。施設管理課においては、令和4年5月に浸水想定区域に位置する全施設の現地調査を行い井戸数箇所が水に浸る可能性があるものの、現状で問題はないと判断しているとのことである。</p> <p>【意見】 令和5年度において想定最大降雨量（1,000年確率。時間153mm）に基づいた内水ハザードマップが策定される予定であり、これが策定された後は速やかに内外水リスクを再調査し、対策の有無を検討いただきたい。</p> | 想定最大降雨量（1,000年確率。時間153mm）に基づいた新内水ハザードマップ(速報版)にて局内での情報共有が出来たので、再調査を実施していきます。 調査結果を受けて、浸水の可能性が高い施設のうち、制御盤の高上げや簡易止水板の配備等、比較的容易な対策については速やかに実施します。 また今後、水源地施設の耐震化・更新計画（令和7年度改訂予定）を策定することから、内水対策もこの計画に盛り込み、施設の重要度に応じて、防災・減災を図っていきたいと考えます。 | 方針提示 | 施設管理課 | 上下水道局 | 229 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------------|--------------------|------|---|--|------------|-------|-------|--------|
| 危機管理体制の強化 | 非常用飲料水容器の備蓄管理について | 意見 | 【現状・問題点】 柏市水道ビジョンにおいて最終備蓄目標とされている160,000枚は柏市全体の数字であり、この目標には令和3年8月に所管が防災安全課に移管された災害用井戸で備蓄されるものも含まれている。 【意見】 非常用飲料水容器を管理する給排水課においては、防災安全課が災害用井戸で備蓄している非常用飲料水容器の枚数も適宜把握した上で、備蓄目標の達成に向け計画的な備蓄を行う必要がある。 | 現在給排水課で備蓄している非常用飲料水容器は、約154,100枚、今年度購入予定分を加えると約173,700枚となります。この数値は、水源地での水質事故等が発生しても、上下水道局で対応できる必要数を確保できていると考えます。また、災害用井戸設置給水所を所管する防災安全課において、約73,000枚備蓄していることを確認しております。今後は、保管倉庫や廃棄ペースを勘案し、防災安全課とも協議しながら、適正な備蓄枚数を維持していきます。 | 措置を講じた | 給排水課 | 上下水道局 | 229 |
| 危機管理体制の強化 | 応急給水所の設置について | 意見 | 【現状・問題点】 地域防災計画において、災害用井戸及び耐震性貯水槽は各コミュニティエリアに最低1箇所整備する旨記載されている。田中・柏の葉地区があるDブロックにおいて、平成24年度以降、新規に応急給水所は設置されていない。 【意見】 応急給水の需要量は住民数に比例するものであり、各コミュニティエリアの住民数に対応した応急給水所の設置がなされているか検討いただきたい。 | 地域防災計画に基づき、現在、災害用井戸及び耐震性貯水槽は、各コミュニティエリアに最低1箇所整備されています。Dブロックにおいては、平成24年度より新規に応急給水箇所を増やすことはしておりませんが、各エリア別応急給水箇所1箇所当たりの人口を比べますと田中・柏の葉地区は平均程度となっております。しかしながら、今後とも人口の増加が考えられることから、このような給水所エリアにおいては、給水タンクの数を増やす対策や地域に受水槽のある大きなビルやマンション、学校等の建物の方が、災害時に応急給水所に来ることなく、その受水槽から直接水が汲めるよう蛇口（非常用給水栓）の設置を推進していきます。また、今年度、市民向けに柏の葉キャンパス駅前で、給水車による応急給水の体験を行い、自助共助の促進（水の備蓄）を呼びかけつつ、災害時には応急給水が円滑にできるようにしてまいります。 | 方針提示 | 給排水課 | 上下水道局 | 229 |
| 危機管理体制の強化 | 給水車の運転者について | 意見 | 【現状・問題点】 平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した者は、同日の道路交通法改正により準中型自動車免許を取得しないと給水車の運転ができなくなったため、上下水道局では準中型自動車免許の取得に対して費用を負担している。 【意見】 柏市の人材育成方針を覆してまで当該職員を異動対象から除外することは困難かもしれないが、少なくとも、異動時に人事課や異動先に対して、発災時に給水車の運転応援要請をさせてもらう場合があり、その際は可能な限り協力してもらいたい旨の申し送り等ができないか検討いただきたい。 | 準中型免許への条件変更に係る研修費予算を今後も継続して確保し、給水車の運転が可能な職員の割合を維持できるようにしてまいります。また、発災時の備えや体制強化として、市長部局防災部門等と適宜情報共有を図り、協力体制を構築してまいります。 | 方針提示 | 総務課 | 上下水道局 | 230 |
| 危機管理体制の強化 | 応急給水訓練の実施回数について | 意見 | 【現状・問題点】 同訓練には発災時に応急給水業務を担う委託業者2社も参加している。 【意見】 「柏市上下水道局 災害・水質事故等対策指針」においては、給水作業は住民自らが行うこととされており、発災時の混乱を考えると、住民が応急給水活動の流れを理解することは必要であり、住民参加型の応急給水訓練は実施する必要があると考える。 | 令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の拡大の懸念から、住民参加型の応急給水訓練実施を見送りましたが、本年度より、「柏市水道事業ビジョン」の計画に基づき、従来通りの住民参加型応急給水訓練を実施してまいります。また、各応急給水所の応急給水マニュアルをより分かりやすく改訂してまいります。 | 方針提示 | 給排水課 | 上下水道局 | 230 |
| 危機管理体制の強化 | 災害用IP無線電話の通話確認について | 意見 | 【現状・問題点】 災害用IP無線電話については、令和2年5月から10台をリースしており、通話確認は納品時のみとのことである。 【意見】 災害用IP無線電話は発災時における重要な連絡手段であるため、少なくとも年1回は通話確認を行うことが必要と考える。 | 令和4年度の防災訓練時に通話確認を実施しました。今後も訓練等の機会を捉え、使用方法、通話確認を計画的に実施してまいります。 | 方針提示 | 総務課 | 上下水道局 | 231 |
| 防災備品の備蓄と資機材の確保 | 仮設配管資材の優先供給契約について | 意見 | 【現状・問題点】 発災時の応急復旧対応に備え、管のレンタルを行う会社と優先供給の契約を毎年締結している。契約時には、上下水道局が考える想定緊急必要量を同社が保有している旨をヒアリングで確認しているとのことである。 【意見】 当該契約は保険的な側面が強いため、同社が想定緊急必要量を保有していることを、報告書等の形式で数字として確認した上で、契約を締結すべきと考える。 | 契約を想定している会社に対し、仮設配管材の保有量や出荷の流れ等についてヒアリングを実施すると共に、保有量を基にした口径ごと配管可能延長や保管状況について書面により確認し、十分に対応可能との判断から契約締結を行いました。また、契約締結後、市職員が保管場所において、直接保管状況を確認しました。今後も、契約事務に先立ち、保有量や保管状況について書面等により事前確認を実施することとします。 | 措置を講じた | 水道工務課 | 上下水道局 | 231 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|----------------------------|--------------------------------------|------|---|---|------------|--------|-------|--------|
| アセットマネジメントの実施 | アセットマネジメントのタイプ4D化について (情報管理システム等) | 意見 | <p>【現状・問題点】 柏市の将来人口推計（平成30年4月）では、行政区域内人口は令和7年度をピークに減少へ転じる予測結果が出ており、ダウンサイジングの検討が可能なタイプ4Dへの移行は避けては通れない。</p> <p>【意見】 令和3年3月のアセットマネジメントの見直し（タイプ3Cで実施）の結果、令和49年度まで内部留保資金を確保できることが分かったため、財政的余裕があるうちにタイプ4Dへの移行を完了させる必要があると考える。</p> | 令和6～7年度にかけて、アセットマネジメントの見直し作業を行う予定です。タイプは3Cなのか4Dで実施するのは国・県の動向を注視しながら決定していく予定です。 | 方針提示 | 経営企画課 | 上下水道局 | 231 |
| 効率的な組織体制の検討、及び技術継承と人材育成の促進 | 技術継承、人材育成について | 意見 | <p>【現状・問題点】 ヒアリングを通じて水道事業の業務について極めて専門性が高いことが分かった。防災の面で考えると、十分な専門性を習得していない職員が多い場合、発災時の対応の遅れが危惧される。</p> <p>【意見】 技術の習得や後継者への技術継承には5年超の時間を要するため、専門職員制度や実務経験者等の中途採用の検討、柔軟な人事異動等を通じて、職員の専門技術向上により一層努めていただきたい。</p> | 技術職員の在任年数の長期化や再配属、技術継承のための年齢構成への配慮など、引き続き人事部門に要望し、調整を図ってまいります。 | 方針提示 | 総務課 | 上下水道局 | 232 |
| 雨水（浸水）対策 | 内水ハザードマップの周知について | 意見 | <p>【現状・問題点】 内水ハザードマップの周知はホームページへの掲載を軸として展開されているが、内水ハザードマップがホームページに掲載されていることを案内する下水道広報誌は毎年2月に発行されており、市民が内水ハザードマップに大きな関心を寄せる雨の多い時期（7月から9月）から半年程度ズレている。</p> <p>【意見】 内水ハザードマップがホームページに掲載されていることを案内する時期については、市民の関心が高くなる時期も踏まえて検討すべきと考える。</p> | 内水ハザードマップの周知については、令和4年度より水害について市民の関心が高まる時期に発行される6月の広報紙において、柏市のホームページから内水ハザードマップを閲覧する方法を案内しております。 なお、広報紙の配布方法が令和5年5月より新聞折り込みから、ポスティングによる全戸配布に変更されたことで、より多くの市民の皆様へ周知が可能となりました。ホームページの閲覧環境の無い方への周知方法につきましては、現在の市役所や近隣センターでの窓口配布に加え、今後、全戸配布についても検討を行ってまいります。 | 措置を講じた | 経営企画課 | 上下水道局 | 232 |
| 下水道施設の耐震化 | 柏市下水道総合地震対策計画の進捗について | 意見 | <p>【現状・問題点】 柏市下水道総合地震対策計画は平成30年度に策定されており、平成30年度から令和6年度までの7ヶ年計画である。本計画における下水道管路の耐震化については、簡易診断の結果から耐震化が必要な管路を選定し（168.7km）、さらにその中から重要度の高い2.2kmを当該計画における耐震化の対象とした。本計画で実施予定の耐震化対象下水道管路（2.2km）は、耐震性能がなく、かつ、地震発生時に大きな被害が想定される極めて危険な箇所であるとの認識である。</p> <p>【意見】 柏市では本計画を進めるに当たり、マンホールトイレの整備を優先的に実施した結果、当初計画していた下水道管路の耐震化に遅れが生じている。重要下水道管路の耐震化とマンホールトイレの整備のどちらがより重要な地震対策であるかは様々な考え方があると思われるが、少なくとも本計画で予定されている下水道管路の耐震化については、緊急度や重要性の観点から第1期計画に織り込まれたものであり、他の対策の重要性も考慮しながらバランス良く本計画を進めていくことが必要と考える。</p> | 令和4年度柏市地域防災計画の修正内容を考慮し、本年度、柏市下水道総合地震対策計画を改定し、令和7年度以降の耐震計画を定める予定です。市内中学校のマンホールトイレの整備計画を定めるとともに、下水道関連施設及び管きよの耐震についても重要度・緊急性を考慮し、バランスの取れた整備を進めてまいります。 | 方針提示 | 下水道工務課 | 上下水道局 | 233 |

| 監査対象 | 項目 | 指摘意見 | 主な内容 | 改善の状況 ・ 意見及び提案を受けての考え方、対応状況 | 措置等対応状況の区分 | 所管課 | 部局 | 報告書ページ |
|-----------|-------------------------|------|--|---|------------|--------|-------|--------|
| 危機管理体制の強化 | 柏市独自のBCP訓練の実施の必要性について | 意見 | <p>【現状・問題点】 上下水道局は、千葉県による下水道の合同BCP訓練に参加しており、当該訓練の実施内容が平成28年度まで柏市が独自で実施していた訓練内容と重複するため、平成29年度以降、柏市独自のBCP訓練を実施していない。</p> <p>【意見】 上下水道局では「柏市公共下水道事業業務継続計画（BCP）」を策定し、その中には千葉県による合同訓練では取り扱われない柏市固有の対応についても定められているところであり、柏市独自のBCP訓練の必要性について再度検討いただきたい。</p> | 令和5年2月に、市独自のBCPの職員研修を実施し、各課の初動や災害対策本部設置手順などの理解を深めました。今後も、計画の実効性を高められるよう、他の訓練との調整も図りながら、必要な訓練を実施してまいります。 | 方針提示 | 総務課 | 上下水道局 | 234 |
| 老朽管の更新 | 第2期包括委託の発注スケジュールの改善について | 意見 | <p>【現状・問題点】 第1期包括委託では、包括1年目（平成30年度）から包括4年目（令和3年度）にかけて下水道路の調査を集中的に行い、第2期包括委託で詳細設計及び改築工事の対象とする工区の選定を行っている。</p> <p>【意見】 第1期包括委託が終了し、第2期包括委託に移行するに際しては、契約期間の空白を設けることなく、シームレスな発注であることが望ましい。</p> | ご指摘のとおり第1期の事業完了と第2期の事業開始まで3カ月ほど空白期間が発生しました。第3期の事業開始においては、国の最新情報や事業の効果・手法等を確認し、余裕を持ったスケジュールで検討してまいります。 | 方針提示 | 下水道工務課 | 上下水道局 | 235 |
| 老朽管の更新 | 技術提案の促進について | 意見 | <p>【現状・問題点】 第1期包括委託での成果に繋がった、自走式簡易カメラによる調査や不具合の要因別にハザードマップを作成するといったことは、受託企業からの提案に端を発している。民間事業者からの新技術の提案は、従来型の方法では見えてこなかった新たな発見の機会になることが多い。</p> <p>【意見】 第2期包括委託においても受託企業から技術提案を引き出しやすいスキームないし運営体制の構築に努めていただきたい。</p> | 第2期の包括委託においては、受託者より10件の新技術の提案を受けております。5年の事業期間の中で、これらの技術提案について受託者と併に精査・研究し、有効性が確認された場合は事業内で実行してまいります。 | 措置を講じた | 下水道工務課 | 上下水道局 | 235 |
| 老朽管の更新 | 産学官連携の更なる活用の検討について | 意見 | <p>【現状・問題点】 包括委託は他の自治体に先駆けて柏市が先進的に実施しているスキームであり、劣化予測や劣化要因の分析、パッケージ化による新たなマネジメント手法といった学術的な側面を有している。</p> <p>【意見】 全国的に下水道管の老朽化は喫緊の課題となっており、大学・研究機関が柏市の包括委託モデルを研究することにより、多くの自治体での課題解決に繋がる可能性があるだけでなく、柏市の現在のスキームもブラッシュアップされることで、下水道サービスの向上も期待できると考えられるため、アカデミア等との連携を検討いただきたい。</p> | 第2期の包括委託では事業者選定にあたる公募型プロポーザルの委員長に東京大学の教授を任命し受託者の選定を行っております。また事業開始後の報告会等でも同教授にご参加いただき、アドバイス等を受けながらブラッシュアップを図ってまいります。 | 措置を講じた | 下水道工務課 | 上下水道局 | 235 |